

大津市女性・若者起業家の経営スクール事業企画運営業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、「大津市女性・若者起業家の経営スクール事業企画運営業務」に係る委託の相手方となる事業者の選定に当たり、公募型プロポーザルの実施方法等の必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

大津市女性・若者起業家の経営スクール事業企画運営業務

(2) 業務内容

業務内容は別添「大津市女性・若者起業家の経営スクール事業企画運営業務仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり。

(3) 業務期間

契約締結の日から令和8年3月13日まで

3 予算額

委託料の上限は1,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

4 実施形式

公募型プロポーザル方式

5 スケジュール（予定）

令和7年4月11日（金） 公募開始

令和7年4月24日（木） 参加申込にかかる書類提出及び質疑受付締切

令和7年5月1日（木） 質疑に対する回答（予定）

令和7年5月14日（水） 企画提案書等の提出締切

令和7年5月26日（月） プレゼンテーション審査

6 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、この公告の日からプレゼンテーション審査の日までにおいて、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。

(2) 大津市から指名停止を現に受けていないこと。

(3) 市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が本市に存する場合に限る。）、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第

225号)に基づく再生手続開始の申立てがされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

(5) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。

(6) 本プロポーザルに参加する他の参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、イ(ア)にあつては、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が更生会社(会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。)又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

ア 資本関係

(7) 親会社等(会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)と子会社等(同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合

(イ) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

(ロ) (7)又は(イ)と同視しうる関係にあると認められる場合

イ 人的関係

(7) 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

d 組合の理事

e その他業務を執行する者であつて、aからdまでに掲げる者に準ずるもの

(イ) 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人(以下「管財人」という。)を現に兼ねている場合

(ロ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ハ) (7)から(ロ)までと同視しうる関係にあると認められる場合

(7) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

7 質疑・応答

(1) 提出方法

質問票（様式第5号）を作成し、電子メールにて提出すること。（郵便、持参、FAX不可）

※メール件名に「プロポーザル質問. 送信年月日（西暦8桁）. 会社名」を入力し、添付の1ファイルにまとめて送信すること。

※メール送信後、提出した旨を必ず電話にて連絡すること。

※電話又は口頭による質問は受け付けない。

(2) 質問期限

令和7年4月24日（木）17時まで（必着）

※期限以降の質問は一切受け付けない。

(3) 提出先

大津市産業観光部商工労働政策課（担当：杉本、大角）

otsu1601@city.otsu.lg.jp

(4) 回答方法

質問票の送信元のアドレス宛てに電子メールにより送信するとともに、ホームページにおいて掲載する。

8 参加申込の手続き

(1) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び大津市契約規則（昭和40年規則第35号）等の各規定を理解した上で、次に掲げる書類を提出すること。

ア 参加申込に係る提出書類

- (7) 参加申込書（様式第1号） 1部
- (イ) 誓約書（様式第2号） 1部
- (ウ) 法人等概要（様式第3号） 1部
- (エ) 会社案内（パンフレット等） 1部
- (オ) 過去の業務実績（様式第4号） 1部
- (カ) 大津市競争入札参加有資格者名簿に登録がない場合にあっては、次に掲げる書類
 - a 直近年度の市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が大津市に存する場合に限る。））及び消費税の納税証明書（写し可）（滞納がないことを確認できるもの）。ただし、法令の規定に基づく猶予制度の適用を受けているものにあっては、納税証明書に代えて納税の猶予許可通知書その他の猶予制度の適用を受けていることを証する書面を提出すること。
 - b 法人の場合にあっては履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）（写し可）及び役員名簿、個人の場合にあっては身分証明書の写し

イ 企画提案に係る提出書類

- (7) 企画提案書（様式は問わない。） 正本1部、副本8部
※副本には、提案者の商号又は名称、代表者氏名などの事業者が特定できる事項は記載しないこと。
- (イ) 見積書（様式は問わない。） 正本1部、副本8部
※見積額及びその内訳については、当該業務に係る事業費を必要経費の項目に区分して積算すること。また、消費税及び地方消費税相当額を含む価格及び積算内訳を記載すること。
- (ウ) 審査基準対照表（様式は問わない） 正本1部、副本8部
※本要領に示された審査基準ごとに、企画提案書記載の要点を整理した対照表を作成すること。

(2) 提出期限及び時間

ア 参加申込に係る提出書類

令和7年4月24日（木）17時まで

イ 企画提案に係る提出書類

令和7年5月14日（水）17時まで

(3) 提出方法

持参又は郵送に限る。なお、郵送の場合は、郵便書留とし、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

(4) 提出先

〒520-8575 大津市御陵町3番1号
大津市産業観光部商工労働政策課（担当：杉本、大角）

9 企画提案書の作成方法

(1) 企画提案書の内容

仕様書及び審査方法等を踏まえた上で、参加者としての方針、アピールポイントや提案内容等を具体的に明記すること。

(2) 様式等

ア 様式は任意とする。文書の補充のために写真、イラスト等を用いることも可とする。

イ 様式の規格はA4サイズとする。ただし、表現等の問題でA3を利用した方が分かりやすい場合はA3の利用も可とする。

ウ 使用枚数の制限は設けない。

エ 企画提案書は、左留めし、番号順にファイル等に綴じて提出すること。

オ 正本の表紙には「大津市女性・若者起業家の経営スクール事業企画運営業務企画提案書」と記載するとともに、会社名と日付を記載すること。

(3) 審査基準対照表の作成

本実施要領に示された審査基準ごとに、企画提案書における記載箇所及び提案内容、提案者の強み等の企画提案書に記載されている事項を簡潔にまとめた対照表を作成すること。

10 審査方法

本要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、大津市女性・若者起業家の経営スクール事業企画運営業務プロポーザル審査委員会が審査を行う。

(1) 企画提案に係るプレゼンテーション

ア 実施日

令和7年5月26日（月）

※時間等の詳細は、企画提案書を提出した者に対して個別に通知する。

※応募者多数の場合は、実施日を変更する場合がある。

イ 実施場所

大津市御陵町3番1号 大津市役所別館3階 産業観光部大会議室

ウ 提案時間

20分間（提案説明は、本業務に従事する者が行うこととする。）

エ 質疑応答

10分間

オ 参加人数

3人以内

カ その他

電子データによる提案説明を行う場合は、予め本市が準備したモニター（55インチ、HDMI端子有）を利用することができるが、パソコン及び接続ケーブルは各自で持参すること。なお、使用する電子データは、企画提案書と同一内容とし、変更や追加等は一切認めない。ただし、内容の省略による頁数の変更及び構成の変更は妨げ

ない。

(2) 審査基準

ア 組織評価

(7) 業務遂行能力・実施体制

- a 本業務に必要な業務実績があるか。
- b 業務実施に必要な知見と専門性を有する人材を配置しているか。
- c 実施スケジュールは妥当か。

イ 提案内容評価

(7) 業務の理解度

- a 業務の趣旨や本市におけるこれまでの取組を理解した提案になっているか。
- b 女性・若者の起業家（今後起業を予定している女性・若者を含む。）が抱える課題を理解した提案になっているか。

(4) 提案内容の有効性

- a テーマや講師の選定が、受講者にとって魅力ある内容か。（重点項目）
- b 受講後に受講者による起業が実現し得る実効性の高いプログラムになっているか。（重点項目）
- c 経営に関する知識やノウハウの習得によるスキルアップ等の機会を設けることができる講座内容か。（重点項目）
- d 広報宣伝手法など受講者が集まる提案であるか。
- e 受講者のフォローアップ体制は十分であるか。
- f 提案者の強みを活かした独自提案が含まれているか。
- g 受講しやすい体制が整備されているか。

ウ 価格評価

(7) 見積額に基づく評価方法

- a 最低見積価格／提出見積価格×10点（小数点以下切捨て）

※重点項目については、評価点に2を乗じて得た数を得点とする。

11 候補者の選定手順と審査結果

選定委員会において、下記の事項に基づき、候補者の選定を行う。

(1) 選定手順

ア 選定委員会における審査で、最も高い評価を受けた事業者を受託候補者（優先候補者）として選定する。

イ 評価点が同点の場合は、見積金額が最も低い事業者を選定する。

ウ 提案者が1社（者）のみの場合、あらかじめ設定した最低基準点以上であれば受託候補者（優先候補者）とする。

エ 受託候補者（優先候補者）として選定した事業者と交渉した結果、契約締結に至らなかった場合又は同事業者に業務を履行できない何らかの事由が発生した場合は、次順位以下となった事業者のうち、評価点が上位であったものから順に、本業務につい

での交渉を行う。

(2) 審査結果の通知方法

プレゼンテーション審査を受けた全ての提案者に文書で通知する。

(3) 審査結果の通知時期

令和7年5月30日（金）予定

12 契約の締結

審査により採用を決定された受託候補者は、本業務について担当課と協議を行い、協議の結果に合わせた仕様書を改めて作成するとともに、その仕様書に基づく見積書を作成し提出すること。

契約の締結は、提出された見積書を基に随意契約の方法により行う。ただし、本契約を締結する日までの間に受託候補者が第6項各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合は、契約を締結しない。この場合、市は一切の損害賠償の責を負わない。

13 提出書類の取扱い

(1) 提出された全ての書類は、返却しない。

(2) 提出後の差替え及び追加・削除は認めない。

(3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。

(4) 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。

(5) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。

14 情報公開及び提供

市は企画提案者から提出された企画提案書等について、大津市情報公開条例（平成14年条例第4号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができる。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とする。

15 その他

(1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。

緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本プロポーザルに要した費用を大津市に請求することはできない。

(3) 参加辞退の場合

表明書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場

合は、速やかに書面（様式は任意）により、担当課宛てに提出すること。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 参考見積書の金額が第3項の予算額を超過した場合

(5) 著作権等の権利

企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。

ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書については、市が必要と認める場合には、市は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(6) 提案者は、本プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

16 問合せ先

〒520-8575 大津市御陵町3番1号

大津市産業観光部商工労働政策課（担当：杉本、大角）

TEL：077-528-2754（直通）

Mail：otsu1601@city.otsu.lg.jp